

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であり、弁護人高野長幸の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の最高裁昭和二二年（れ）第二〇四号同二三年三月九日第三小法廷判決（刑集二巻三号一四〇頁）は、事案を異にし、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年五月二十四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一 郎
裁判官	吉	田		豊
裁判官	本	林		譲